

資料 1

# 国土交通省 提出資料

平成19年4月25日

行政不服審査制度検討会 中間取りまとめについて

国土交通省都市・地域整備局市街地整備課  
市街地整備制度調整室

本中間取りまとめにおいては、制度設計の詳細な内容が分からない部分も多いので、具体的な意見を提出することは困難なところであるが、参考までに、疑問点・問題意識等について、いくつか申し述べたい。

1. 地方公共団体との関係について

- (1) 前文において、「地方公共団体に関する制度の在り方については、今後、関係各方面の御意見を聞き、更に検討を深めることとしたい。」とあるが、この検討結果は、7月頃に出されると聞いている最終報告に盛り込まれる予定であると思慮される。
- (2) 本中間とりまとめは、国が行った処分に関する不服申立てのみを取り上げているが、現行制度上、地方公共団体その他の機関の行った処分に対して、国に対して審査請求ができることとされているものについての不服審査制度のあり方についても、検討を進めて頂きたい。
- (3) 今回の見直しにより、(現)異議申立てが廃止され、対審構造手続が整備された(新)審査請求に一元化されることに併せて、現行制度上、地方公共団体が自治事務として行う処分に対して、国に対して審査請求ができることとされているもの(※)については、地方公共団体に対して(新)審査請求を行うことを原則とすることが考えられるのではないかと。地方分権の趣旨からしても地方公共団体の自治事務に対する裁定的関与は減らすことが適切ではないかと。  
(※)例えば、土地区画整理法第127条の2第1項において、都道府県のした処分にあつては国土交通大臣に対して審査請求ができることとされているが、この規定の趣旨は、地方分権一括法施行前に機関委任事務であつた知事の処分について国土交通大臣に審査請求をすることができることとの平仄を図つたものとされている。

【参照条文】

○土地区画整理法（昭和29年法律第119号）

第二百二十七条の二 前条に規定するものを除くほか、組合、市町村、都道府県又は機構等がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この条において「処分」という。）に不服がある者は、組合、市町村又は市のみが設立した地方公団がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県又は機構等（市のみが設立した地方公団を除く。）がした処分にあつては国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

2（略）

## 2. 対審構造について

- (1) 本中間とりまとめ第1の1(1)及び(2)において、(現)審査請求と比較し、(現)異議申立てに関する手続の不備を指摘しているとおり、(現)審査請求については、すでにある程度の対審構造が導入されているものと考えられる。
- (2) 不服申立ての種類を(新)審査請求に一元化する基本的方向性については理解できるが、処分庁と審査庁が同一主体であるか否かにより、審理の客観性・公正さを担保するための措置の一部にあっては、差を設ける必要がある部分(例えば審理担当官要件)もあるのではないか。
- (3) 審査庁(大臣等)の権限と区別された審理に関する権限が帰属することとなる「審理担当官」とは具体的にどのようなレベルを想定しているのか不明であるが、審査庁から指名された審理担当官は審査庁の部下であり、行政組織における指揮・監督から独立して権限を行使できるかについては疑問がある。
- (4) 「審理担当官」の指名から除外される「担当部署」とは具体的にどの範囲を想定しているのか不明であるが(※)、審理担当官や担当部署の範囲等については、それぞれの組織の個別事情があると考えられるので、組織ごとに柔軟な対応がとれるよう検討して頂きたい。  
(※) 例えば、同一課において事業に対して認可や補助金の交付決定をする係と明確に独立した課内室の取扱いが問題として考えられる。

## 3. 「簡易迅速な手続」との関係について

- (1) (現)異議申立てについて、審理手続における対審構造の導入等により不服申立人の手続保障のレベルを上げるという基本的方向性については理解できるが、手続保障が優先されるあまり、行政側の負担が過度に増大することになれば、事務処理の遅延につながり、ひいては、行政不服審査法の目的とする「簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済」が図られない結果となりかねないので、その点については十分ご留意頂きたい。
- (2) 現行どおり、書面による審理が原則であり、口頭による手続はそれを補完するものとされたい。
- (3) 今回新たに創設することとされている措置(争点及び証拠整理手続等)については、それが一部の請求人により濫用されることにより、他の請求人の案件も含めての円滑な事務処理が阻害されることとならないよう考慮して頂きたい。
- (4) 同一の案件について、著しく多数の者から同時に不服申立てがなされる場合も想定される(※)。このような場合においては、現行行政不服審査法第36条による手続の併合や同法第11条第2項による総代互選命令等が措置されているところであるが、今回の改正により手続保障のレベルを上げることに伴い、更なる審理の迅速化の措置が必要とならないかについても検討して頂きたい。  
(※) 土地区画整理事業において、都道府県知事あてに100件以上同時に審査請求が提起されているケースがある。
- (5) 不服申立て期間については、教示制度が整備されていること、最終的には裁判による救済が図られること等から、原則として、現行のままでよいのではないかとと思われる。